

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について

1. 趣旨

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）により新設された児童福祉法第 3 条の 2 において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。

また、平成 28 年 3 月に取りまとめられた新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会の報告（提言）において社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みの整備が必要とされており、具体的な制度の検討について言及されている。

このため、厚生労働大臣の下に検討会を開催し、改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を全面的に見直す。

2. 検討事項

次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。

- (1) 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- (2) 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- (3) (2) を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- (4) 里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- (5) (2) ～ (4) を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- (6) 児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上(年齢延長の場合は 20 歳)の者に対する支援の在り方

3. 構成等

- (1) 構成員は、別紙のとおり。
- (2) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

- (1) 厚生労働大臣が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- (2) 庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において行う。
- (3) 原則として公開とする。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- | | |
|----------|--|
| 相澤 仁 | 大分大学福祉健康科学部 教授 |
| 井上 登生 | 医療法人井上小児科医院 院長 |
| ◎ 奥山 眞紀子 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長
こころの診療部長 |
| 加賀美 尤祥 | 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長
山梨県立大学人間福祉学部 特任教授 |
| 上鹿渡 和宏 | 長野大学社会福祉学部 准教授 |
| 塩田 規子 | 社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長 |
| 伊達 直利 | 社会福祉法人旭児童ホーム 理事長 |
| 西澤 哲 | 山梨県立大学人間福祉学部 教授 |
| 林 浩康 | 日本女子大学人間社会学部 教授 |
| 藤林 武史 | 福岡市こども総合相談センター 所長 |
| ○ 松本 伊智朗 | 北海道大学大学院教育学研究院 教授 |
| 山縣 文治 | 関西大学人間健康学部人間健康学科 教授 |

◎：座長、○：座長代理

(合計 12 名)